

北海道小規模企業振興条例(理念・役割分担)に対する道の考え方

番号	区分	条例	各委員の御意見(第1回)	小規模企業等の御意見	道の考え方
1	前文第1段落	道内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な存在である。	(意見なし)	・条例の理念に関しては理解できる(商工会)	現行のとおり
2	前文第2段落	しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。	〃	・人口減少は売上減となるだけでなく、労働者確保にも大きな影響がある(企業) ・新型コロナウイルス感染の影響を踏まえ見直すべき(企業、小規模企業関係団体) ・新型コロナウイルス感染症の影響を記載した方がよい(市町村)	・社会経済情勢の変化等を勘案し、「人口減少」など追記を検討する ・社会経済情勢の変化等を勘案し、「自然災害や感染症、地球温暖化」など追記を検討する
3	前文第3段落	こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。	〃	—	現行のとおり
4	前文第4段落	このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。	〃	—	〃

番号	区分	条例	各委員の御意見(第1回)	小規模企業等の御意見	道の考え方
5	第1条(目的)	この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者(その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。第3条第2項及び第9条において同じ。)の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。	・条例の目的に関して、理解はできる	・条例の目的に関しては理解できる(商工会)	現行のとおり
6	第2条(定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(意見なし)	—	〃
7	第2条第1項第1号(定義:小規模企業者)	小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、道内に事業所を有するものをいう。	〃	—	〃
8	第2条第1項第2号(定義:小規模企業関係団体)	小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関係する団体をいう。	〃	—	〃
9	第2条第1項第3号(定義:大学等)	大学等 大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。	〃	—	〃

番号	区分	条例	各委員の御意見(第1回)	小規模企業等の御意見	道の考え方
10	第3条(基本理念)第1項	小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・理念はそうそう変わるものではない ・現基本理念については現状のままで十分 ・条例の理念に関して、理解はできる ・基本理念自体は、ベースになっているところであり、適正だと判断 ・基本理念については、基本的な事項が網羅されていて適切なものと判断 ・条例の基本理念について触る必要は特に感じていない ・条例を変える必要は今のところはないが、条例の方を変えないと動けないということがあるのであれば変える必要はある 	・理念は理解する(商工会)	現行のとおり
11	第3条(基本理念)第2項	小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。	〃	〃	〃
12	第3条(基本理念)第3項	小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者とその経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第1号において同じ。)を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。	〃	〃	〃
13	第3条(基本理念)第4項	小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。	〃	〃	〃

番号	区分	条例	各委員の御意見(第1回)	小規模企業等の御意見	道の考え方
14	第4条(道の責務)第1項	道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	・役割分担については現状のままで十分 ・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない	—	現行のとおり
			—	・道の責務として、小規模企業に対する財政支援等、資金面の支援を4条、10条～14条に盛り込み、明確化すべき(大学)	財政上の措置については、第18条で謳われているため、個別の条項では記載しない
15	第4条(道の責務)第2項	道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。	”	”	”
16	第4条(道の責務)第3項	道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。	”	”	”
17	第5条(小規模企業者の努力)第1項	小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。	”	・第5条について、条例としては、十分である(商工会)	現行のとおり
18	第5条(小規模企業者の努力)第2項	小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。	”	”	”
19	第6条(小規模企業関係団体の役割)第1項	小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。	”	—	現行のとおり
			”	・小規模企業関係団体ではなく「商工会・商工会議所」を明記すべき(商工会)	「商工会・商工会議所」については、その役割の重要性は認識しているが、第2条の定義で謳われているため、個別の条項では記載しない

番号	区分	条例	各委員の御意見(第1回)	小規模企業等の御意見	道の考え方
20	第6条(小規模企業関係団体の役割)第2項	小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。	・役割分担については現状のままで十分 ・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない	—	現行のとおり
21	第7条(金融機関の役割)	金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。	〃	—	〃
22	第8条(大学等の役割)	大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。	〃	—	〃
23	第9条(小規模企業者以外の事業者の役割)第1項	小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。	〃	—	〃
24	第9条(小規模企業者以外の事業者の役割)第2項	小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。	〃	—	〃

番号	区分	条例	各委員の御意見(第1回)	小規模企業等の御意見	道の考え方
25	第10条 (市町村との連携等)	道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担については現状のままで十分 ・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない 	—	現行のとおり
			<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業を支えるため、市民の役割、域内連関の観点も必要 	—	第2回検討部会のご意見等も踏まえ、方策等での対応を検討する
			—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の役割として、主体的な取組(中小企業振興条例の制定など)を促す表現が望ましい(小規模企業関係団体) 	”